

報告第2号

市長専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和5年4月26日提出

渋川市長 高 木 勉

専 決 処 分 書

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和4年11月4日午後6時ごろ、渋川市渋川2618番地先県道渋川東吾妻線藤ノ木東交差点において、教育部生涯学習課職員運転の公用車（群馬580に6411）が南側から進入し右折したところ、北側から直進してきた[REDACTED]氏が運転する自転車と衝突し、同氏が負傷したので、和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定及び市長において専決処分することができる事項の指定について（平成26年12月11日議決）により、次のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

渋川市長 高 木 勉

1 和解の内容

当事者 甲 渋川市長 高 木 勉

乙 [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

- (1) 甲は乙に対し、治療費61,616円、通院交通費720円、慰謝料68,800円、総額131,136円を支払う。
- (2) 甲及び乙は、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

2 損害賠償額

131,136円